

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	段地区 (段)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 4日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

段地内の農地は菅野川東側については、用途地域として「1種住居」「1種中高層住宅専用」に指定されており、西側については農振地域内の白地に位置づけされている。現状川東は未整備田を利用し水稻・自家消費野菜の作付けが行われており、川西は一部水稻・野菜作付けとなっているが多くの自己保全中心の農地利用となっている。意向調査結果では44%が70才以上であり、後継者がまだ決定していない農家が70%を占める状況となっているが今後10年間の利用意向では後継者はないものの現状維持意向農家が51%で縮小意向が36%を占めている状況であるため、担い手・後継者の育成確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現農業者は農地利用を継続するが、年齢・農業機械の状況により継続が出来ない場合は住居等への農地転用・売却を検討している状況もあり将来的に農業継続が難しい状況と考えられている農家が多く、現状を踏まえ今後も地域で検討が必要との結果となった。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域・農振白地であり所有者の意向により転用も可能なため現状区域設定は難しいので、所有者個々の意見を最優先にする方向が望ましいため今後地域で検討する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
過去基盤整備事業への取組について集落で検討したが、実施しない方向で決定した経緯もあり今後検討とする
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--